



福祉(子育て支援・高齢者福祉)

子育て支援

児童手当

問 串木野庁舎 子どもみらい課 ☎33-5618 市来庁舎 市民生活課 ☎21-5111

児童手当は所得に関わらず、高校卒業まで(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで)支給されます。大学生年代まで(22歳到達後最初の3月31日まで)の子を3人以上養育している場合、第3子以降の児童については、年齢にかかわらず一律3万円支給されます。

※大学生年代の子を第3子のカウント対象とするには、受給者が大学生年代の子に対して経済的負担があることが必要です。

子ども1人当たりの手当額は次のとおりです。

- 3歳未満
第1子・第2子:15,000円/第3子以降:一律30,000円
- 3歳～高校生年代まで
第1子・第2子:10,000円/第3子以降:一律30,000円

支給月は、偶数月で年6回2か月分ずつ支給されます。

児童福祉

問 串木野庁舎 子どもみらい課 ☎33-5618 市来庁舎 市民生活課 ☎21-5111

助成・手当等

各種制度	対象者	制度の内容
子ども医療費給付事業	18歳までの子どもを監護している方	18歳に達した日以降の最初の3月31日までの保険内診療の個人負担分を全額給付します。なお、県内の医療機関での窓口負担はありません。ただし、高額医療及び加入医療保険の附加給付金額は除きます。
ひとり親家庭等医療費助成	児童を扶養するひとり親家庭の母または父及び児童と、父母のいない児童(※児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までをいいます。以下同じ)	保険給付に係る一部負担金の額を助成します。ただし、高額医療及び加入医療保険の附加給付金額分は除きます。児童は受診の際に子ども医療費のどちらかが選択できます。
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない児童の父母、または父母が身体などに重度の障がいがある児童の父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方(所得等による制限があります。)	児童1人のとき …46,690円～11,010円(所得に応じて) 児童2人以上のとき 児童が1人増すごとに …児童1人の額に11,030円～5,520円加算
母子父子(寡婦)福祉資金貸付	①母子(父子)家庭の母(父)と児童 ②20歳以上の子を扶養している寡婦 ③父母のいない20歳未満の子ども	事業開始、事業継続、就職支度、修学、技能習得、修業、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類の資金として貸付をします。



未来の宝子育て支援金制度

問 串木野庁舎 子どもみらい課 ☎33-5618 市来庁舎 市民生活課 ☎21-5111

次の世代を担う子どもたちの出生を祝福し、子育てを支援する市の制度です。

祝金の対象者等

種別	支給対象及び支給額	申請する方
出生祝金	第1子:2万円 第2子:3万円 第3子以降:10万円	子どもの出生前に保護者が本市に1年以上住所を有していること。

●手続

- ①出生祝金は、市役所での出生届の手続のとき、同時に手続を行います。
- ②本市以外で出生届をされた方については、市役所の担当窓口で手続をしてください。
※祝金が請求できるのは、該当する祝金の要件が発生した翌月から6か月以内です。

●手続に必要なもの

- ①申請者及び配偶者が市税を滞納していないことがわかる、市税務課発行の納税証明書(発行手数料200円)
- ②振込口座預金通帳

放課後児童クラブ

問 串木野庁舎 子どもみらい課 ☎33-5618

小学生が放課後、帰宅しても保護者が仕事等のためいない場合、子どもを預かり、学習や遊び、生活の場を提供します。入所の申込み等は、直接クラブにお問合せください。

市内児童クラブ一覧

名称	所在地	電話番号
串木野中央学童クラブ	日出町11477 (串木野小学校敷地内)	33-3131
橘学童クラブ	浜ヶ城12448-1	33-0194
照島学童クラブ	照島5296-4 (照島保育園横)	32-3270
市来っこ	大里3731 (市来小学校空き教室)	36-2166 (市来保育園)
生福児童クラブ	生福9129-3 (生野公民館内)	080-7985-2520
羽島学童クラブ	羽島5359 (羽島小学校空き教室)	080-8705-2160

地域子育て支援センター

問 串木野庁舎 子どもみらい課 ☎33-5618

子育て支援センターきらきら(市来保健センター内)とさわやか子育て支援センター(太陽保育園2階)では、乳幼児を持つ全ての子育て家庭の育児相談、育児サークルの育成支援等を行っています。育児に関するお悩みの保護者の方は、どのようなことでもお気軽にご相談ください。

●子育て支援センターきらきら

- 所在地 湊町1丁目115番地
(市来保健センター内)
- 問合せ ☎24-8118

●さわやか子育て支援センター

- 所在地 西塩田町73番地1(太陽保育園内)
- 問合せ ☎33-0192

ファミリー・サポート・センター

問 串木野庁舎 子どもみらい課 ☎33-5618

子どもの預かり、送迎など育児の援助を受けたい方(依頼会員)が援助をしたい方(提供会員)へ依頼して、地域の中で助け合いながら子育てをする活動を行っています。

●利用料金

月～金曜日 7:00～19:00 30分ごとに300円
平日の上記以外の時間・土日祝日・年末年始
30分ごとに350円

- 所在地 湊町1丁目115番地
(市来保健センター内)

- 問合せ ☎24-5151

子ども家庭相談

問 串木野庁舎 子どもみらい課 ☎33-5654

家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、家庭児童相談員を配置しています。

〈広告〉

株式会社 Ocean's Child
放課後等デイサービス ていーだ
いちき串木野市曙町149 TEL 0996-41-3522

児童発達支援事業所 なーちゃ
ホームページはこちら!!
いちき串木野市平江 20312-47
TEL 0996-29-3191



福祉(子育て支援・高齢者福祉)

保育園・認定こども園(保育部分)

問 串木野庁舎 子どもみらい課 ☎33-5618

保育施設は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気などのために家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育するところで、市内には合わせて9園あります。

〈保育園〉

区分	保育施設名	所在	定員	開所時間	電話番号
私立	串木野保育園	本浜町38番地(浜町)	50人	7:00-18:30	32-1779
私立	羽島保育園	羽島3595番地3(横須)	50人	7:00-18:30	35-0045
私立	浜ヶ城保育園	浜ヶ城12011番地1(浜ヶ城)	50人	7:00-18:30	32-4712
私立	太陽保育園	西塩田町73番地1(汐見町)	70人	7:00-19:00	32-7910
私立	照島保育園	照島5320番地(酔之尾)	90人	7:00-18:30	32-3324
私立	市来保育園	湊町1丁目253番地(日ノ出町)	90人	7:00-19:00	36-2166
私立	生福保育園	生福8671番地(大六野)	50人	7:00-18:30	32-3359

〈認定こども園(保育部分)〉

区分	保育施設名	所在	定員	開所時間	電話番号
私立	くしきの森のこども園	金山15822番地1(金山)	30名	7:00-19:00	32-3700
私立	神村学園附属幼稚園	別府3970番地(別府)	60名	7:00-19:00	21-2072

保育施設の入園手続は、毎年10月頃に広報紙で詳しくお知らせします。また、年度の途中で入園するときは、月ごとに申込みができます。

保育料

国において、令和元年10月1日から3歳以上と、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの保育料の無償化がスタートしました。

令和5年4月1日から、国の無償化の対象とならない、住民税課税世帯の0歳から2歳までの保育料を市独自で無償化(認可外含む)しています。

※3歳以上の児童は、所得により給食費(副食費)の徴収があります。

一時預かり(一時的保育)事業

問 串木野庁舎 子どもみらい課 ☎33-5618

保護者の傷病、介護、冠婚葬祭で緊急・一時的に家庭での保育が困難となる場合等に一時保育制度があります。(里帰り出産等の理由で市外に住所のある方でも利用できます。)

利用に当たっては、事前に利用するそれぞれの保育施設に1週間前までに申し込んで承認を受けなければなりません。行事等により利用できない場合もありますので、電話で各保育施設にお問合せの上、申請書を提出してください。

〈広告〉

理念 心地よく安心する、
伸び伸びあそぶ、つながる

方針 思いやりのある子、
次の意欲があふれる子、
食べることを楽しむ子

社会福祉法人 市来福祉会

市来保育園

いちき串木野市湊町1丁目253番地
TEL 0996-36-2166
FAX 0996-36-2324
HP <https://ichikiho.jp>

羽島保育園 社会福祉法人 羽島福祉会

はしまほいくえん

いちき串木野市羽島 3595 番地 3
TEL 0996-35-0045

HASHIMAHIOIKUEN

社会福祉法人

太陽保育園

Smile! Shine! For The Happy

いちき串木野市西塩田町 73-1
TEL (0996) 32-7910

さわやか子育て支援センター
TEL (0996) 33-0192

福祉(子育て支援・高齢者福祉)

利用できる要件は次のとおりです。

- 保護者のパート就労などで家庭における保育が継続的に困難となる児童の保育(週3日以内)
- 保護者の疾病・入院・冠婚葬祭などにより緊急・一時的に保育が必要となる児童の保育(月12日以内)
- 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するために一時的に保育が必要となる児童の保育(週2日以内)
- 一時預かりを行っている保育施設

保育園名	電話番号	対象	1日の利用料			
			1歳	2歳	3歳	4~5歳
羽島保育園	35-0045	1歳児から小学校未就学児まで	2,500円		2,000円	1,500円
市来保育園	36-2166		2,200円	2,000円	1,600円	1,200円
くしきの森のこども園	32-3700		2,000円		1,600円	1,200円

●保育時間 概ね8:30~17:00

●保育実施日 月曜日~土曜日

※ただし、祝日、年末年始を除きます。

※利用については、施設と保護者との直接契約ですので、希望の施設に直接お問合せください。

イクボス企業応援助成金

男性の育児参加と女性の活躍を推進し、安定した雇用を創出するため、育児休業等を取得した男性労働者を雇用する中小企業に対し、助成金を交付しています。

育児休業取得期間ごとの助成金額

取得期間	助成金額
5日以上1月未満	10万円
1月以上3月未満	15万円
3月以上6月未満	20万円
6月以上1年未満	25万円

赤ちゃんの駅事業

子育て中の親子が安心して外出でき、地域で支える子育て環境づくりを推進していくため、「赤ちゃんの駅」事業を実施しています。

「赤ちゃんの駅」とは授乳やおむつ替えできる場所を備えている次の店舗や施設です。またイベント時に移動式赤ちゃんの駅の貸出しも行っています。

登録事業所一覧(民間)

令和7年5月8日現在

	事業所名	おむつ替え	授乳	所在地	備考
1	濃田酒造(株) 濃田スタンド	○		いちき串木野市湊町1丁目226	
2	久木元商店	○	○	いちき串木野市湊町1丁目287番地	
3	花の店 リーフ	○		いちき串木野市湊町1丁目370	
4	季楽館	○		いちき串木野市大里6166-1	
5	原田たたみ店	○	○	いちき串木野市湊町4丁目23番地	
6	MJ STUDIO	○	○	いちき串木野市湊町1-42	
7	焼肉なべしま 串木野店	○		いちき串木野市大原町4番地	
8	串木野市漁協直営海鮮まぐろ家	○	○	いちき串木野市浅山100	
9	(株)ニシムタ 串木野店・食鮮館	○		いちき串木野市東塩田町1	
10	いちき串木野市総合観光案内所	○	○	いちき串木野市浅山101	

登録施設一覧(公共)

令和7年5月8日現在

	施設名	おむつ替え	授乳	所在地	備考
1	いちき串木野市役所串木野庁舎	○		いちき串木野市昭和通133番地1	
2	いちき串木野市役所市来庁舎	○		いちき串木野市湊町1丁目1番地	
3	市役所防災センター	○		いちき串木野市昭和通133番地1	
4	図書館本館	○		いちき串木野市昭和通133番地1	
5	いちきアクアホール・図書館分館	○		いちき串木野市湊町1丁目102 いちきアクアホール内	
6	三井串木野グラウンド(多目的グラウンド)・三井串木野テニスコート(庭球場)	○		いちき串木野市生福5351	
7	Fアリーナいちき串木野(総合体育館)	○	○	いちき串木野市生福5298-3	
8	串木野健康増進センター	○		いちき串木野市新生町183-3	
9	川北スポーツ公園	○		いちき串木野市大里5315-1	
10	観音ヶ池市民の森	○		いちき串木野市湊町1247番地3	
11	神村学園前駅前広場	○		いちき串木野市別府4281番地1	



制度・事業名	制度・事業の内容
身体障害者手帳の交付	体の不自由な方が各種援助を受けるために必要な手帳です。 ※交付申請には、県の指定を受けた医師の診断書が必要です。 ※障がいの程度によって1～6級の区分があり、等級によって援助の内容が異なります。
療育手帳の交付	知的に障がいのある方が各種援助を受けやすくするための手帳です。 ※交付申請には、18歳未満であれば中央児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所の判定が必要です。
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神に障がいのある方が各種援助を受けるために必要な手帳です。 ※交付の申請には医師の診断書等が必要です。
特別障害者手当等給付	①特別障害者手当(20歳以上) 在宅で、著しく重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に手当が支給されます。(所得制限などがあります。) ②障害児福祉手当(20歳未満) 在宅で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方に手当が支給されます。(所得制限などがあります。)
重度心身障害者医療費助成	※対象者 次の手帳をお持ちの方に保険診療の自己負担額を助成します。 ①身体障害者手帳1・2級所持者 ②療育手帳A1、A2、B1(ただし知能指数35以下の者)所持者 ③身体障害者手帳3級所持者で療育手帳B1(知能指数50以下)所持者 ④精神障害者保健福祉手帳1級所持者(入院分は対象外) ※所得制限 一定の所得のある方は、支給対象外となります。(毎年見直しがあります。) ※助成対象額 医療保険に係る一部負担金額(ただし診療月ごとの自己負担上限額まで) (保険者から高額療養費・付加給付金等が支給される場合はその額を除いた額を助成) ※支給方式(自動償還払い) 県内の医療機関を受診した場合 ・医療機関等の窓口で健康保険被保険者証に添えて受給資格者証を提示し、保険医療による一部負担をお支払いいただく と、保険医療機関等が審査支払機関を通じて市へデータを送付し、提出されたデータをもとに助成金を支給します。 県外の医療機関を受診した場合や治療用の補装具を作った場合など ・医療機関等の窓口で医療費を支払った後、領収書を受け取っていただき、市役所の窓口で領収書を助成金支給申請書に添付し提出してください。 (診療等を受けた日の属する月の翌月から起算して6か月以内)

〈 広告 〉



福祉(子育て支援・高齢者福祉)

みんなの未来のために
就労継続支援B型事業所 ミライへ

TEL 0996-24-8433 住所 いちき串木野市東塩田町143番地1

えんでん 内科
医療法人 親貴会
介護 障害

この街で あなたの人生の伴走者

- 児童発達支援センター てんがらん
- 放課後デイサービス てんがらんレオ・こぜ
- 多機能型事業所 てのんかん
- 就労支援B型事業所 せっぺかん・燦SUN
- グループホーム やうちや・おじゃんせ駅前
しんじや・わげえ

医療法人 親貴会
相談支援センターてんがらん

ご相談は
こちら♪ >>> 080-3529-1784

親貴会 HP

制度・事業名	制度・事業の内容
自立支援医療	<p>①更生医療(18歳以上) 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、その障がいを軽くしたり、障がいの進行を防ぐため手術等を行う場合、医療費の一部が公費で負担されます。(所得制限などがあります。) ※腎臓障害による人工透析、心臓機能障害によるペースメーカー埋込み手術などを県指定の医療機関で治療を受ける場合が対象です。 ※手術等を受ける前に申請が必要です。</p> <p>②育成医療(18歳未満) 身体に障がいがある児童等で、通院もしくは比較的短期間の入院で障がいを取り除いたり、障がいを軽くしたりすることができる見込みがある児童に対し、医療費の一部が公費で負担されます。 ※県が指定した医療機関に通院もしくは入院した場合が対象です。 ※原則として医療費の1割を自己負担していただきます。(世帯の所得水準に応じて自己負担額の上限設定や給付がされないこともあります。)</p> <p>③精神通院医療 統合失調症、うつ病、てんかん等の脳機能障害などがあり、その治療のため継続的な医療を受ける必要がある方に対し、通院の医療費の一部が公費で負担されます。(所得制限などがあります。) ※県指定の医療機関で治療を受ける場合が対象です。 ※事前に申請が必要です。</p>
補装具の購入・修理費の支給	<p>身体障害者手帳をお持ちの方で、その障がいの身体機能を補完し、または代替するためなどに、義肢、補聴器、車いすなどの購入・修理費を支給します。 ※原則として、1割の利用者負担があります。 ※事前に申請が必要です。 ※介護保険のサービスを受けることができる方は、介護保険が優先です。</p>
日常生活用具給付	<p>障がい者(児)にストマ用装具、視覚障害者用拡大読書器などの日常生活用具を給付します。(給付品目ごとに障がいの部位、等級などの要件があります。) ※所得に応じて利用者の負担があります。 ※事前に申請が必要です。</p>
施設入所	<p>障がいをお持ちの方で、日常生活に支障がある方は施設に入所することができます。 ※入所には、利用者負担や入所要件があります。</p>
在宅福祉サービス	<p>在宅で生活する障がい者の方を支援するため、以下のサービスなどがあります。 ①居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で入浴、排泄、食事の介護等を受けられます。 ②短期入所 介護する方が病気の場合など、短期間、障害者施設で介護等を受けられます。 ③就労移行支援・就労継続支援 一般就労が困難な方などに、障害者支援施設で知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けられます。 ※利用には、利用者負担や要件等があります。 ※介護保険のサービスを受けることができる方は、介護保険が優先です。</p>
通所支援	<p>①児童発達支援 未就学児で、日常生活における動作や知識・技術のサポートや集団生活への適応訓練が必要と認められた子どもが対象となります。 ②放課後等デイサービス 就学児から18歳未満の学校通学中の子どもに対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練や社会参加などの自立を推進する支援が受けられます。 ※利用には、要件等があります。</p>



福祉(子育て支援・高齢者福祉)

〈 広告 〉

子供から大人まで安心のサポート体制

ひまわり学習館

完全個室型 ワンルームマンション

障害福祉・共同生活支援施設
障害者グループホームひまわり

買い物、病院受診などの送迎いたします。
〒896-0033 鹿児島県いちき串木野市長崎町1番地2

就労継続支援B型
ひまわり事業所

〒896-0001
いちき串木野市曙町49番地1
TEL 0996-32-2611

放課後等デイサービス
ひまわり学習館

2026/4月
OPEN予定!

相談支援センター イマジン
(計画・地域移行・地域定着)
就労支援センター イマジン
(就労継続支援A型)

株式会社 アサnte

いちき串木野市湊町1丁目236番地

☎(0996)36-2600

ホームページ www.asante2011.jp

高齢者福祉

各種手当の制度

問 申木野庁舎 長寿介護課 ☎33-5643

各種制度	対象者	制度の内容
高齢者等住宅改造推進事業	生計の中心となる方の前年の課税所得金額が330万円以下で、次のいずれかの方が属する世帯 ・要支援または要介護認定を受けた方 ・身体障害者手帳の1級または2級の方	自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図るため、住宅改造(段差解消・床改修等)に必要な経費の一部を助成します。 ※改造前の申請が必要です。 ※1世帯につき、対象経費の30%を助成します。 (対象経費上限50万円・世帯で1回限り)
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	要支援及び要介護の認定を受けた一人暮らしの高齢者等で、衛生管理の援助が必要な方	公衆衛生の向上及び疾病の予防を図るため、寝具の衛生管理が困難な方に、洗濯・乾燥・消毒のサービスの提供を行います。 ※敷布団・掛布団・毛布1組(年2回まで)
訪問理美容サービス事業	要支援及び要介護の認定を受けた一人暮らしの高齢者等で、一般の理美容サービスを利用できない方	衛生的で快適な生活の維持を図るため、心身の障がい、疾病等で、一般の理容所等に出向くことが困難な高齢者等に対し、出張によるサービスの提供を行います。 ・年4回(概ね3か月に1回) ・1回2,000円(2,000円を超える額は自己負担)
生活指導型ショートステイ事業	介護保険の対象とならない高齢者等で、疾病ではないが体調不良に陥り、在宅生活が一時的に困難となった方等	要介護状態への進行の予防を図るため、養護老人ホームに一時的に入所してもらい、生活習慣等の指導と体調調整を図ります。(送迎あり) 期間は、原則一週間以内になります。(6か月に1回) ※自己負担あり
訪問給食サービス事業	市内在住の調理困難者で以下のいずれかに該当する方 ・65歳以上で一人暮らしの方 ・障がい者で一人暮らしの方 ・65歳以上の方と障がい者のみで構成される世帯に属する方	自立した生活の支援及び安否確認を行うため、毎日(日曜日、祝日、年末年始を除く。)1日2食(昼・夕)を居宅に配食します。 ※自己負担あり
紙おむつ等支給事業	在宅で、寝たきり及び重度認知症の状態が3か月以上続いており、常時介護が必要な高齢者 ※寝たきり者等が市内に1年以上居住していること。 ※市民税所得割非課税世帯で特別障害者手当、福祉手当の支給を受けていないこと。	要介護高齢者等の属する家庭の経済的負担の軽減を図るため、協力店で紙おむつ等を購入する場合に使用できる利用券(月3,000円)を交付します。 ※券面額を越えた分は、自己負担
在宅寝たきり者等介護手当支給事業	寝たきり者等を在宅で3か月以上引き続き介護している方 ※介護者・寝たきり者等が市内に3か月以上居住していること。 ※特別障害者手当、福祉手当の支給を受けていないこと。	在宅の寝たきり者・重度の認知症者の介護者に、月額10,000円を支給します。 (四半期ごとに前月分までをまとめて支給します。なお、4半期に1回現況届が必要です。) ※月の半分以上を介護している月が支給対象となります。
緊急通報体制等整備事業	おおむね65歳以上の一人暮らしで、身体病弱のため緊急時に機敏に行動することが困難な方または突発的に生命に危険な症状の発生する疾病を有する方	緊急通報装置を貸与し、急病・災害等発生時の緊急救助体制を整備し、生活不安の解消等を図ります。 緊急通報装置(大きな非常ボタンの付いた電話器とペンダント発信器)のボタンを押すだけであんしんセンターにつながり、緊急時の対応をします。※自己負担あり
認知症高齢者等見守り事業	徘徊・見守りSOSネットワークに登録されている方	認知症により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になったときに、小型タグ及び小型タグに係る専用のアプリケーションを利用して早期発見に活用し、家族等の負担軽減や地域全体で支える支援体制を図ります。
高齢者日常生活用具給付事業	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な市民税非課税世帯の方	日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、電磁調理器または電子レンジ(オープン機能のないもの)の給付を行います。(世帯でいずれか1回限り)
はり・きゅう及びマッサージ施術料助成事業	市内に住所を有する入院及び通院等を除く在宅の65歳以上の方	市が指定したはり・きゅう及びマッサージ師から末しょう神経疾患及び運動器疾患に対する施術を受けたとき、施術料の一部を助成します。 ・1回600円 ・1日1回、月5回以内(年60回以内)
長寿祝金	基準日(9月1日)現在において、引き続き30日以上市内に在住の満88歳の方	長寿祝金を9月に支給します。 【支給額】10,000円
満100歳到達時祝金	誕生日現在において、引き続き30日以上市内に在住の満100歳到達の方	【支給額】50,000円

福祉(子育て支援・高齢者福祉)

老人保護措置事業

問 串木野庁舎 長寿介護課 ☎33-5643 市来庁舎 市民生活課 ☎21-5111

環境上の理由及び経済的理由により、在宅において日常生活を営むのに支障がある65歳以上の方が施設入所して生活するものです。

施設に入所した場合は費用がかかります。入所費用は、入所者本人の前年度の収入から、必要経費(医療保険料、医療費等)を控除した額に基づいて自己負担額が決定されます。また、扶養義務者の場合は、前年度の所得に基づいて扶養義務者負担額が決定されます。

その他の福祉

生活保護

問 串木野庁舎 福祉課 ☎33-5620

病気やけが、失業などの事情で収入が減ったり、医療費の支払などのため生活に困ったりしている世帯に対して最低限の生活を保障し、自分で生活を支えることができるよう援助する制度です。

保護の種類	保護の内容
生活扶助	日常生活に必要な費用
教育扶助	義務教育に必要な費用(教材費等)
住宅扶助	住宅の補修費用、家賃等
医療扶助	診療代、治療費、薬代など
介護扶助	介護等に伴う費用
出産扶助	出産に伴う費用
生業扶助	生業費用、技能習得費用、高等学校就学費用
葬祭扶助	葬祭に必要な費用

民生・児童委員、主任児童委員

問 串木野庁舎 福祉課 ☎33-5619

民生・児童委員は、地域で身近にいて、市役所の各窓口などと連携をとりながら、生活に困っている方や心身に障がいのある方、児童、高齢者などのことで問題を抱えている方々のよき相談相手となって、地域の専門機関とのつなぎ役として活動しています。

●民生・児童委員…87人 ●主任児童委員…6人

手話講習

問 串木野庁舎 福祉課 ☎33-5652

日常生活での会話が不自由な方と手・指を使って会話する『手話』の講習会を開催しています。

- 期 間 5月～12月
- 時 間 19:00～21:00
(毎週火・木曜日 合計20～30回)
- 場 所 串木野庁舎地下大会議室・防災センター 2階会議室
- 受講料 無料です。ただし、テキスト代等として3,000円～6,500円程度が必要です。
- 受講対象
・市内に住所を有するか、職場がある方で継続して受講できる方(高校生以上)
- 申込方法等
お問合せ窓口へお問合せください。



福祉(子育て支援・高齢者福祉)

〈 広告 〉

医療法人 慈正会

介護老人保健施設 さるびあ苑

- ◇ 介護老人保健施設 (70床)
- ◇ 短期入所療養介護 (ショートステイ)
- ◇ 通所リハビリテーション (デイケア)
- ◇ 串木野市在宅介護支援センター

いちき串木野市春日町63番地

☎ (0996)32-8841

☎ (0996)32-8873

✉ salvia@po4.synapse.ne.jp



